

史料紹介

本所所蔵「文殿訴訟関係文書写」

榎原雅治

中級公家の相続に関する興味深い内容をもつものである。以下に全文を紹介したい。

II

凡例

- ① 字体は常用字体を用いた。また異体字は用いなかった。
- ② 現状では同筆で書かれているが、もとは異筆だったと考えられる箇所は「」で示した。
- ③ 誤写と考えられる文字については、正しいと思われる文字を、その文字の右に「」で示した。
- ④ 各頁の尾部は「」で示した。
- ⑤ 説明の必要上、行頭に適宜、行数をアラビア数字で付した。

(表紙)
「或文書裏書」

置文并所領事」

一 a 源守忠申状写

(前欠)

畢、件院宣不案進上之、旁何可被聴同扁之告訴哉、御沙汰頗似

本所所蔵「文殿訴訟関係文書写」(〇二五六/七)は、一九九四年度図書選定委員会の議によって購入したものである。一冊もので、法量は縦二七・四cm・横二〇・一cm、薄墨の表紙が付けられている。墨付部分は一四丁、楮紙で裏打が施され、ここに計一八通の文書の写が載せられている。第一丁表の右端上部に「柳原庫」の印文をもつ単郭長方朱印が捺され、これによって本書がいわゆる柳原本から流出したものであることがわかる。また表紙には「或文書裏書／置文并所領事」と記され、所載の文書がもとは何らかの史料の紙背文書として伝わったものであることが判明する。ただし「置文并所領事」という外題は、内容からして全く不適切であるので、史料名としては採用しない。

所載の一八通はいずれも「鎌倉遺文」(以下「鎌」と略す)に未収である。その内容は、鎌倉末期の三件の公家訴訟にかかわる文書群である。案件ごとに文書番号を付したが、相論主体は一号は源守忠、二号は磯部信貞、三号は中原章房である。うち一号は三通の源守忠申状(a・b・p)と二三通の副進文書(c・d・o)の計一六通からなっている(外題の「置文并所領事」は副進文書の内容から付けられたものであって、文書群全体の題名にはなりえない)。一〜三号の事案はいずれも鎌倉末期の

無尽期、且又可為 政道之煩貴矣、^{〔實〕}

一定行所進家定卿建治元年・同三年書狀并稱置文狀事、

如彼建治三年狀者、中院殿御処分狀案、為存知進之、於羽林為定一期

以後者、可被惣領歎云々、又云、少將若器量子胤出来者、為猶子、此

所々可被付属云々、次稱置文之狀云、及四十于今無子胤、仍以定資為

御代官、可被取立、五六十以後も出来事也、^{〔脱アルカ〕}資定後者、又可被伝御

子也云々、^{〔取詮〕}如彼狀等者、一々守忠得理之所見也、其故者、当家領

等、正胤子之外、不可讓他人之趣、曩祖等代々之遺誠也、而守忠出生

以前、故為定朝臣及四十無胤子之間、家定卿歎之、為一旦用意、以定

行^{〔自撥標中成契約〕}雖計置為定之子息、子胤出来之時者、可令皆是遺跡之由、

定置之条分明也、是終為不違先祖之遺誠也、隨而于定行之句去、^{〔云〕}為

定一期以後者、可被惣領歎云々、実子出来以前一旦之用意顯然也、且

就歎字可有差別、於讓狀・置文等之詮句、曾非治定之文章也、至輿段

者、^{〔實子〕}出来之時、可令皆悉之条分明載之、定行乍捧此狀等、以一

且之儀、争对実子守忠可及一言之論哉、就中家定卿賜于為定朝臣弘安

二年狀云、御年已及四十歎、于今無子胤、遺恨、仍資定御子かねに斗

置、為御身也、出仕事、可被取立、凡五六十以後^{〔子〕}子儲事恒事也、出

来為出仕器量者、入道跡可被皆悉云々、又云、付属事も自故入道殿時、

示置関東、可被存知之狀如件云々、^{〔取詮〕}彼是已以符令、^{〔合〕}縦定行雖不令

敵对亡父為定、任件等狀、温家定卿也情、且守曩祖等之遺誠、実子守

忠令管領遺跡之条、更不可有他妨、何況亡父存日、定行成父子敵对、

被告訴永削跡了、旁非沙汰之限者也、爰如定行申狀者、^{〔家脱〕}頼雖掠申兄弟

和与之由、所捧之証文御子かねに斗置之旨哉、而明白之上、^{〔家脱〕}定卿遣入

道大納言資季卿許之文永七年八月十八日狀云、羽林于今未子胤儲、歎

入て候、御ステ子御座候者、被免孫男候へかし、権門方さまの猶子ハ

纏頭する事も候之間、あなつり安御方さまの大切覚候也云々、^{〔取詮〕}可

25

20

15

10

5

30

為為定子之旨乞請之条分明也、嫌権門方、侮安之方様大切之由申遣

者、為定実子令出来、継家門之時、為令無違乱也、用意之趣無相違、

尤可足高察、就之資季卿^{〔法名〕}心許諾之返狀云、少將殿御種子無心本御事

察申候、愚孫事被思食寄候之条、返々難有為悦二候、但首服叙爵之外、

四歳落胤者候、今而三年も被待申候て、猶不令出来給者、其時可進

也候らん、可在御斗候云々、^{〔取詮〕}両卿自筆之約諾、為子之条明鏡也、

敢無兄弟之所見、此外云定行自筆之書狀、云公方支証之狀等、父子之

証験、雖繁多不違注進、且先々篇朽了、隨而永仁勅裁分明之上、今更

不可及御不審者也、次建治元年狀事、同無兄弟之所見、如狀者専父子

之讓可賞、彼狀之文章、弥守忠之龜鏡也、^{〔定〕}為字带弘安二年家定卿狀之

上者、旁難及同日之論矣、

一定行申狀云、守忠非為定子之条、世以無其隱云々、^{〔取詮〕}此条眼前之謀

略、太狼藉之申也、^{〔狀脱〕}守忠実子之条、無其隱之上、為定自筆狀云、実

子出来之上者、^{〔条内実〕}所領等皆悉不可有相違云々、^{〔取詮〕}其上云遣于对馬守秀

俊之而通状并進左大将家之正安二年正月狀等、云遺跡附属讓狀等、

旁以分明也、且先御代具行稱為定^{〔非〕}朝臣猶子、濫妨遺跡之間、守忠訴

申之刻、守忠者^{〔非〕}昨実子之由、就構申不実、究訴陳之後、遂文殿对決、

及御前評定之日、実子之所見明鏡之間、被成下守忠安堵 院宣云、為

定朝臣遺跡事、為定朝臣之実子之条、書送堀川大納言・秀俊法師許之

狀、有所見歎、具行或非実子、或先亡之由、雖立申、無指証拠、此上

者、任為定讓狀、如元可令領掌云々、^{〔取詮〕}愚阿之 勅裁既以嚴重也、争非

子之由、可掠申哉、是偏当家領実子可皆忠之条、云代々遺誠、云三位

入道置文、歴然之間、定行所構申、此不実也、為向後濫吹懲書、可被

行 奏事不実之罪科矣、仍所載于右之具書都合卅九通^{〔三卷〕}謹進覽之、

得此等之御意、御 奏達候之様、可令洩披露給候、守忠恐惶謹言、

四月廿七日

右少將守忠

進上 長門前司殿

一 b 源守忠申狀寫

亡父為定朝臣遺跡事、幸德丸申狀副具書謹下預候畢、如狀者無窮之謀訴

奸濫之次第、頗可謂沙汰外哉、為定朝臣逝去也刻、定行并具行・尼妙一

已下胤外非分之輩、構同心表裏、或濫妨遺跡、或雖企偽訴、守忠為一子、

相統家領以下累代文書等之上者、捧次第相伝之手繼証文并関東代々書狀

5 等、就令言上子細、殊被經其沙汰之日、家督相承分明之間、忽被停止被

輩之偽謀、去正安・乾元度々守忠預 勅裁之上、任当家代々例、関東兩

度成賜安堵狀候畢、隨則件関東狀備 叡覽之由、重被下 法皇御方・

当御代兩御方院宣之間、誇有道之德化、抽拜趨之勤原候之処、今又韻外

之幸德丸同宿于尼妙一、巧謀案及濫訴候之条、存外之次第候、就中去々

10 年五月之比、幸德丸属于前民部卿頼藤、掠申入子細於 法皇御方、雖申

下問狀 院宣候、云隱謀之造意、云無道之濫望、顯然之間、則被棄置候

畢、其後又幸德丸掠訴関東之処、不帶一紙之証文、為堅固胸臆之上者、

同被棄捐云々、都鄙稠重之沙汰如此、今更就何篇、可被聽同前非抛之奸

訴候哉、曾難及其沙汰候歟、爰就所進之一具書案、乱望之旨趣、疑殆尤

15 多端、其故有、如称祖父入道三位家定卿置文案文者、為定依無子息、有

示置之旨、縱雖為逝去之後、阿道子息所生者、為定一期之後為嫡、殊所

領以下可令皆悉之趣歟、取意此条不審非一事之上、他筆之由、遮令自称

哉、旁非沙汰之限、且家定卿弘安二年賜為定之狀云、五六十以後毛子息

20 儲事恒事也、出来為出仕器重者、入道跡可被皆悉、子細能々計置事也

云々、取詮而守忠為一子、相統為定朝臣遺跡、致奉 公、不違祖父卿之

素意者也、次如号永仁元年為定朝臣讓狀之案文之者、守家定卿置文、以幸

德丸為嫡子、家領等可惣領之由云々、和字狀取意此条又以不審、不見正文

道隨與前司入道得妙一之語、令同心具行、以守忠非為定朝臣子之由為掠申

25 之、書与于彼等狀云、故源三位師行卿子息、為御養子御元服勢佐勢給候

覽、目出候、御元服用途事承候畢、念沙汰進候陪久候、當時未三御子一人

毛御坐候波与候譯留加樣爾候陪波返々悦入候云々、和字狀模此状正安二年正

月十三日、遣為定朝臣許之由称之、具行一備具書、雖經上覽、阿道同心

彼等、任雅意書与之子細顯然之上、守忠為実子令皆悉遺跡之条、証文等

30 分明之間、預尺理 勅裁并関東安堵狀畢、阿道若帶家定卿置文、幸德又

得為定朝臣讓狀者、何得妙一・具行等之語、可書与無子之由狀哉、今案

謀訴之条、併足賢察歟、幸德丸不顧文之行事、及告訴之上者、弥招其科

者哉、將又幸德丸申狀云、為定朝臣逝去之刻、定有律師伺遠行之隙、乱

入遺跡、以守忠于時称実子、奪取重書等、任雅意構謀書、先重代家領以下

35 悉令押領云々、取詮就之謂之、正安二年正月十七日、為定支亡之後、同

廿九日阿道訪遺跡之狀云、小將殿他界事、凡無申限驚歎入候云々、守忠

拜任侍從之時、阿道賀札去、御拜任事、殊以悦入候、誠如仰繁昌目出

候云々、取詮守忠為一子当家相統之条、阿道本自依令存知、為定逝去

之時者、遣彼狀、守忠昇進之日者、送賀札、件狀等幸德丸受父阿道之命、

40 染筆之上者、父子共存知勿論也、幸德若成為定父子之契約、帶可望遺跡

之証狀、守忠若非為定之美子、致非分之押領者、自正安二年正月數箇年

之間、何不及訴訟哉、又具行对于「遺跡致濫訴、經再往沙汰之時、争不

申一言之所存、剩為定無子之由、可書与今案狀於妙一・具行哉、条々仰

明察畢、次称稱謀書申事、謀書何事哉、曾不存知、守忠所帶手繼証文等、

45 文殿沙汰之時、悉備上覽、蒙安堵裁許畢、幸德丸之濫訴、殆招奏事不実

之科者歟、同狀云、此者苟稟当家之正統、為家定卿之嫡孫、彼者令非為

定朝臣之胤子云々、取詮就之謂之、幸德丸者、当家之糟糠阿道子息之由

称之歟、然者父阿道為不調隱遁之仁、非家門同客之直、嫡孫之自称、比

興之至極也、守忠為当家之嫡統為定朝臣子、伝累葉之名跡、其条及文殿

対決、有諸卿評議、就証状等具被載下 院宣畢、就之関東所加安堵成敗也、而幸徳丸為員外庭弱之身、不備支証、偏構胸臆之浮言、掠申子細之条、併忽諸嚴重 勅裁・関東成敗之企、甚狼藉候、如此之類無誠沙汰者、奸曲謀濫之族不可断絶候歟、雖似多筆端、為露顯謀計、粗令言上候、得此等之御意、可有洩御 奏達候哉、恐惶謹言、

徳治一
六月十日

一 c 源家定置文写

「正文ハ以賀に預置後、可被尋所定進歟」

「家定御置文」

御年已及四十歟、于今無子胤、遺恨、仍資定御子かねに計置、且為御身也、出仕事、可被取立、凡五六十以後、子息儲事恒事也、出来為出仕器量者、入道跡可被皆悉、子細能々斗置事也、仍正文、留置、案文、兼遣資定畢、更不可有違乱、付屬事も自故入道殿時、示置関東、可被存知之状如件、

弘安二年四月 日

判

為定に

一 d 伏見上皇院宣写

「守忠所生以前、以定行本名可為子之由弘安二年家定御雖申置之、定行敵对于養父、為定致告言之間、被下此 院宣、永義絶畢、」

「院宣案實小路殿御代」

能登国大泉庄事、就称申兄弟和与之由、雖被裁許定行、資季・家定兩卿約諾、為父子之条勿論歟、養父母与親同定行不可告言、然者任父子之義、進退領掌不可有相違者、依

院宣執達如件、

永仁六年九月廿五日

右京大夫 判在

謹上 中院前少將殿

一 e 源定成阿道書状写

「幸徳丸父阿道状送為定喪家、于時守忠幼少之間、升父定有律師加扶持、仍宛于定有送之、」

誠新春御吉慶等、於今者雖事旧候、自他申籠候畢、猶々日出候、抑少將殿他界事、凡無申限驚歎入候畢、略々恐々謹言、

正安一
正月廿九日

阿道判

三位殿御返事 定有律師事也、

一 f 源定成阿道書状写

「同状案」
「守忠拜任侍從之時賀礼也、家督相伝存知之条勿論也、」

佐渡房便宜御文委細承候畢、抑御拜任事、殊以悦入候、誠如仰繁昌日出候畢、略々恐々謹言、

同三
六月十三日

阿道

一 g 龜山法皇院宣写

「院宣案 龜山法皇御方」

肥後国阿蘇社、任入道三位家定卿弘安二年状、可相伝知行之由、可被伝仰為定朝臣子息若丸之旨、御気色所候也、仍上啓如件、

正安二年四月十五日

判

謹上 堀川大納言殿

一 h 後深草法皇院宣写

「院宣案 後深草院御方」

能登国大家庄事、任先度 勅裁之旨、相伝領掌不可有相違之由、可被伝仰守忠之旨、

御気色所候也、顯相恐惶謹言、

正安二年九月十一日
進上 堀川大納言殿

(藤原顯相判
宮内卿判)

一 i 沙弥崇曉書狀写

「関東安堵状案」

遺跡御相伝事、承候了、恐々謹言、

正安二
九月五日

沙弥崇曉判

一 j 後宇多上皇院宣写

「院宣案 当御代」

為定朝臣遺跡事、為定朝臣実子之条、書送堀川大納言并秀俊法師許之状、有所見歟、具行或非実子、或者亡之由、雖立申、無指証拠、此上者、任為定讓状、如元可令領掌者、院宣如此、仍執達如件、

乾元二年三月廿八日

(吉田経長
権大納言判)

中院侍從殿

一 k 龜山法皇院宣写

「院宣案 龜山法皇御方」

肥後国阿蘇社、任相伝之理、可令知行給者、依

院宣執達如件、

乾元二年四月廿四日

(高階重経
大藏卿判)

中院侍從殿

一 l 沙弥崇演書狀写

「関東安堵案 就 勅裁成之、」

御領等無相違事、承候畢、恐々謹言、

三月十七日

沙弥崇演判

一 m 吉田定房書狀写

御所領事、関東返事案、備 叡覽候了、謹言、

五月廿七日

(吉田
定房)

一 n 龜山法皇院宣写

「龜山法皇御方」

所領等事、関東返報、備 叡覽之由、被仰下候也、仍執達如件、

七月六日

(高階
重経)

中院侍從殿

一 o 後宇多上皇院宣写

「幸徳丸掠申之」

西宮旧跡并家領等事、幸徳丸申状副具如此、子細見于状候歟、可被弁申之由、御気色候也、仍執達如件、

嘉元二年
五月十一日

(兼重
民部卿頼藤)

中院侍從殿

一 p 源守忠申狀写

亡父為定朝臣遺跡事、幸徳丸犯御諱之後
今俄称家房重申状、謹下賜候畢、云今案謀訴之次第、云守忠一子相承之子細、先度粗書上候畢、爰幸徳丸為員外糟糠之身、成非分係望於当家領、巧種々之謀案、飭条々之奸詞、不量涯分、頻企濫訴候之間、陰貪之企、太違宗廟之照鑑、背累祖冥眩之間、既犯御諱之字、永絶生涯之望畢、而今俄称令改名于家房、重捧謀訴状之条、

狼藉也、尾籠也、更非可望拌趨、争可被聽同前胸臆之濫訴哉、凡犯御諱之者、^(失)矢前途之上、殆非人論欺、于茲如重訴狀者、於彼三方之沙汰者、不可混家房之訴訟云々、^(倫)取證、此条彼遺跡事、定行・具行・尼妙一已下員外非分之輩、令同心、或致濫妨、或雖企偽訴、守忠為一子家督相承分明

10 之間、預度々、勅裁并闕東安堵狀畢、件沙汰及多年都鄙殆謳譎之上、令同心于具行・妙一等、阿道書与為定無子之由堅固今案狀於彼輩畢、云存知之次第、云同心之繼構、^(結)顯然也、以具行立面之時者、書出件狀、其謀計被停心之、今又替面、以幸德丸乍企偽訴、不可混以前沙汰之由、争可一通申哉、家房則同宿于妙一・具行等無其隱、同心謀計之条勿論也、

15 家房若帶可望彼遺跡之証文者、年來沙汰之間、何不申一言之所存、同心于一方、可加潤色哉、今案縱橫之至、尤足賢察矣、同訴狀云、処分之法、專可任財主之本意、相承之道、偏可依手繼実証者也云々、^(取證)此条如祖父入道三位家定卿之素意者、守忠出生以前、為定朝臣不儲男子之程、無心本之間、以定行可為子之由、雖相計、猶鑑將來、為定胤子出来者、可

20 皆悉入道跡之旨、弘安狀分明也、然者為定子胤出生以前、縱雖廻養子之方便、皆以為一旦用意也、出生之実子、可為家督之条、家定卿素意灼焉之處、守忠為実子、令皆悉其遺跡、自拌拾遺之初、至任羽林今、勵隨分拌趨之勤原、^(厚)是既相叶祖父慇懃之本意畢、被厚本主情之条、尤所仰也、凡謂猶子者、其実子、或依不調不足奉公之器、或無胤子其家欲絶、

25 如此之時、廻思慮之秘計也、雖然器量之胤子出来之時、為正嫡之条、恒規也、而為定家督之条者、乍「三字分空白」捧髻髻疑殆」状、為猶子、為定一期之後、可伝領之由、雖掠申之、对于家督相承之実子守忠、争可及同日之論哉、就中所備進之状等、或他筆之由、遮自称之上者、非沙汰之限、或雖称自筆之由、不披見正文之間、難決真偽之旨、先度言上畢、何承伏之由、可掠申哉、且如阿道遣為定朝臣許之状者、不帶件状等之支証、所載于左也、次同状云、守忠縱雖為入道為定朝臣之実子、違犯家定

30 証、所載于左也、次同状云、守忠縱雖為入道為定朝臣之実子、違犯家定

御置文・為定朝臣讓状等、不可及競望者也、何況守忠更非為定之胤子、其上自称讓状、又定有構出謀書者也云々、此条守忠為実子者、不可及異論之由、已以分明也、祖父卿素意之趣具載于先段

「奥欠」

二 礪部信貞申状寫

供御院預左衛門尉礪部信貞謹言上

欲早依累代相伝道理、且任度々、勅裁旨、被停止寮家師頭朝臣非捩競望、当職間事

副進

一通 院宣案

弘安八年九月日
信貞改姓事被開食由事、

一通 院宣案

礪部氏中以帶道理之仁、可計補由事、

一通 寮家任符案

弘安八年十二月十六日
信貞故姓令相伝文書、仍令定補由事、

一通 同拳状案

弘安九年二月廿三日
信貞申・宣旨任先例可有御・奏開由事、

一通 宣旨案

弘安九年三月廿日
任行種讓、信貞本為彼職、子々孫々可執行由事、

一通 綸旨案

被下寮家正應五年六月廿五日
供御院預職、如元可被返付信貞由事、

一通 同綸旨案

被下信貞同年同月日
供御院預職事、如元可返付之旨被仰師頭由事、

自余次第証文并 綸旨・院宣等先進之間、略之、

右供御院預職者、一条院御宇去長保四季礪部広信下賜永宣旨以降、至于信貞、相伝已十五代、星霜三百余廻也、其間雖為一代、無寮家知行

之例、争可致新儀非捩之稀望哉、而今如所不賜之文書者、寮家奏聞狀数通在之、何年月之状乎不存知之、雖為一通未被尋下之間、始而所令披見也、所謂彼状云、信貞者信房孫、信友子、重代藤原氏也、且弘安八年八月日、任左衛門尉之時藤原之条、召名分明也、捨烈祖姓、称礪部行種

猶子、横補之、令叶道理否云々、^(取證)

此条存外也、或出重代累葉之家、入他氏而稟繼其跡、或雖為異姓他人

身、成猶子而相伝所帶者、貴賤之通規、世上之常法也、今古之例、不違言^{〔況〕}、^{〔況〕}不可尋例於他家、當職之先祖行職者遷三善氏、而安元二年八月日還本姓礪部畢、父任官之後改姓之輩、遠則少内記藤原重真、保安五年正月日改惟宗、右兵衛尉中原安頼、永萬二年三月日改平姓、少判事坂上明基、承安三年八月日改中原、近則少内記久広、弘安十年十二月左衛門尉拜任之時為安倍、正応四年十月日任右少史之時為三善等是也、自余例不能羅縷、且信貞為行種猶子改姓之刻、令言上事由之處、改姓事被聞食畢、北面奉公不可有子細之由、被下 院宣畢、案文進覽之、因茲去弘安八年十一月日、定澄与信貞相論之刻、被下 院宣於寮家云、供御院預職事、兩方申狀遣之、礪部氏中以帶道理之仁可計補^{〔取〕}、因茲寮家補任狀云、信貞為行種猶子改姓、令相伝文書畢、仍所定補也云々、彼狀案進覽之、筆跡未乾、何今可申子細哉、奸曲之至、不能左右者歟、加之寮家父出舉狀云、供御院預職礪部信貞申官旨解決謹進上候、任先例可有御奏聞^{〔取〕}、仍蒙 官旨狀云、応早任代々 宣旨、且依行種讓、令左衛門尉礪部信貞為當寮供御院預、子々孫々相伝領掌^{〔取〕}、彼舉狀并 宣旨案同進覽于右、凡以帶道理之仁、可計補之由、預 勅定、即令定補信貞之上、或捧拳狀、忝驚 天聰、任行種讓、子々孫々相伝領掌之由、被下 官旨畢、輒難及一言之濫訴者乎、而今不顧先日之成敗、奉棄破嚴重鳳文、巧出新儀自由之非抛、恣望申累代相伝之所職、信貞改姓橫補之企、不叶道理、可被付寮家之旨、競望之条、誠是叶理致否、為憲法否、併所仰勅断也、

同狀云、被優老林之奉公、被止非分信貞之知行、被返付寮家者、可為德政^{〔取〕}歟云々、

此条寄事於老林之奉公、猥於令望補他人之所帶者、何輩可令相伝之職哉、難堪次第也、信貞已為十五代相伝之職、帶代々嚴重之 宣旨・院宣并次第調度之文書、相伝異于他、争可称非分知之由哉、無謂申狀也、

同条云、信貞等朝要何事哉^{〔取〕}云々、

此条必雖非朝要之器、如此之所帶、或任先祖相承、或依由緒相^{〔傳〕}、甲乙輩面々領掌之条、傍例滿于耳目、當職何及異儀乎、且長保年登、広信賜 官旨補件職以來、天朝之御宇二十六代、私門之知行一十五代、全以朝要之儀不被補之、代々 宣旨文不載其子細、只任聖代之佳例、依累代之相伝、所令補任領常也、況朝要之段、於信貞者、褻晴 御幸之所役、禁裏仙洞之奉公、隨分勤節有忠無懈、勞功之道、雖異朝要之儀、惟同者乎、何況無棄士

「奥欠」

三 中原章房申狀写

「端欠」

時愁申之、或奉屬奉行伝 奏、歎申之、章房愁有上日拔群之間、雖費紙筆、未達本望候、就中許議之場、書定文之章房也、對問之座、記申詞^{〔者〕}之章房也、時輩誰比肩哉、雖為狹少之比^{〔地〕}、不預御計者、失拜趨之便候、其条仰 聖廟之照覽候、撰州石占村者、前御代俸祿也、而當村内号神酒之北七町餘、住吉社令管領事候、以惣村混彼北、号神領、為前藤中納言家奉行、国冬掠給候了、為本所帶之上者、可被宛下之旨、連々雖申上之、不被尋国冬者、難及御沙汰之由、奉行人被仰下之間、令周章候、^{〔集〕}爰集人正兼任事、教宗不帶関東御舉狀之上、經歷及數年候歟、章房可浴其息之由捧申狀候了、若及予儀候者、江州野田山保者、敷性・朝瀨共不帶文書之間、前御代重々被經御沙汰、為闕所被宛下章治候了、所濟其餘^{〔息〕}呆也、枉可拝領之旨、雖捧申狀、于今漏息^{〔息〕}沢候、不便事候、此等之条々、頗非難儀候哉、毎日雖抱拜趨之志、空致不慮之懈怠候歟、奉行之執、不事行之間、面々一同参仕、言上所歎申上之趣、西取以前御伺候之樣、可令披露給、章房誠恐謹言、

十月廿日

主税助中原章房上

III

まず登場人物や年代関係が複雑な一号文書について若干の説明を加えておきたい。一号文書の三つの申状に登場する人の血縁関係や官歴は『尊卑分脈』及び『公卿補任』によって判明するので、それを掲げておく。

○血縁関係

〔藤原氏道綱流 二条〕

定能―資家―資季―資氏―資高―資親

―資定

女子

定忠―家定―為定―定親 (守忠と同一人物||筆者注)

〔村上源氏 堀川〕

定成―家房 (幸徳丸||筆者注)

守忠
本名定資

〔村上源氏 北畠〕 師行―具行

○おもな官歴

〔源家定〕

承久二十五年侍従、貞応元二十七年左少将、同二正廿七兼播磨権介、嘉禄元正廿三還任左少将、安貞二二一兼越前介、嘉禎三正廿四左近中将、仁治二二一兼越前権介、寛元四二廿三兼美作権介、建長二正五從三位・非参議、文永十出家・七十一才、

〔源定親〕 本名守忠

正安二九十侍従、嘉元四四十四右少将、延慶三一一辞官、同四三十五右少将、元徳元十從四位上、于時定親、暦応元十二一左中将、同二正十三遷任右中将、貞和二二廿一從三位・非参議、文和元閏二廿四出家・六十一才、

〔藤原資季〕

建保四四九侍従、同七正廿二右少将、承久二正廿二石見権介、貞応二二一更任右少将、元仁二正廿七出雲介、嘉禄三正廿六左中将、寛喜二正十四備中介、文暦二正廿三近江介、嘉禎三三八補藏人頭、暦仁元閏二廿七参議・兼侍従、同四六從三位、

文永五十五出家・法名了心・六十二才、正応二正廿二薨・八十三才、相論は要するに、村上源氏堀川為定の遺領を、実子の守忠(定親の初名であることは『公卿補任』から判明)が相続したことについて、aでは養子の定行(定資)が、b・pでは甥の幸徳丸(家房の幼名であることは一pから判明)がクレームをつけたというものである。そうしたクレームがつく根源は、守忠が為定の老境に入ってからの子であったことにある。そのために、aでは守忠誕生以前に為定の養子となっていた定行(実は藤原氏道綱流二条資季の孫、『尊卑分脈』で資高の子となっていた定成(阿道)とその子幸徳丸が、守忠と為定の親子関係に疑義を提出

したのである。

詳しい内容には立ち入らないが、史料紹介の務めとして、一号について次の二点には検討を加えておきたい。①一三通の副進文書が a・b・p のどの申状にかかるものであるか。② a・b・p の三つの源守忠申状の年代、もしくは年代的な順番関係はどうなっているのか。

① 副進文書が三つの申状とどう内容的な連関をもっているかを検討してみよう。a に引用されているのは c (17〜20行) と j (46〜48行)、関連するのは d (34行) のみである。また p は前後欠なので何ともいえないが、現存部分を見る限りでは関連するのは c のみである。これに対し、b では、引用されているのは c (18〜20行)、e (35〜36行)、f (37〜38行)、関連するのは g・n (30行)、o (10〜11行) であり、副進文書のほぼ全てに及ぶ。この結果を見ると、副進文書は、直接言及のない d も含め、申状 b に副えられたものと考えるべきであろう。

② 三つの申状のうち年記があるのは b の徳治二年(一二三〇七)六月十日のみであるが、b と p の二つの申状は内容的に重なるものが多い。さらに内容を読んでいくと、p の 7〜8 行めに、「于茲如重訴状者、於彼三方之沙汰者、不可混家房之訴訟云々」とある「重訴状」とは、b の守忠申状に反駁した幸徳丸の重訴状であると理解される。したがって p は b に引き続いて作成されたものであって、徳治二年六月十日以後、あまり時日を経っていない時期のものであると考えられる。b、p から再現できる幸徳丸と守忠の訴陳の内容をごく簡単に整理しておくと、次のようになる。

ア 幸徳丸訴状 守忠は為定の実子ではない。
イ 守忠陳状 幸徳丸は決着済みの問題を蒸し返している。為定

の死亡の後、同じ訴えを起こして敗訴した定行・具行・尼妙一と幸徳丸は一味である。

ウ 幸徳丸重訴状 定行・具行らの訴訟と混同すべきでない。

エ 守忠重陳状 イの補強。

このうちイが b、エが p にあたるわけである。

では a はいつのものだろうか。b にあるように、為定の死亡後、定行・具行・尼妙一は、守忠は為定の実子ではないと訴え出ている。為定の死亡が正安二(一二三〇〇)年正月であることは e から判明するが、訴訟が起されたのはそれからまもなくのことらしい。なぜなら、a の 45〜48 行めあたりに、この訴訟の裁許として出された院宣の一節が引用されているが、この院宣は j に相当する。j は乾元二(一二三〇三)年三月のものだから、訴訟の進行にかかる時日を考えれば、具行らの出訴は為定の死亡後まもなくのことと思われる。

さて問題なのは、a では、この具行の訴訟が起こされ、文殿対決を経て院宣が出された時、すなわち乾元二年を「先御代」(43行)と呼んでいることである。乾元二年を含む正安三(一二三〇一)年正月から延慶元(一二三〇八)年八月までは後宇多院政期である。これを「先御代」と呼んでいるのであるから、a は同月から始まり、正和二(一二三一二)年十月まで続く伏見院政期のものと判断されうる。ちなみに、j の端書には「当御代」とある。結果的には乾元二年の「当御代」とも同じなのだが、j が b の副進文書であることを考慮すると、厳密に言えば、この「当御代」とは b の作成された徳治二(一二三〇七)年の時点での「当御代」ということになり、後宇多をさしていることになる。

a の年代をこれ以上限定させる手がかりは今のところ見つけておらず、a は延慶二(一二三〇九)年〜正和二(一二三一二)年までの五カ年のうちのいずれかの四月二七日のものとして推定しておきたい。したがって三

つ守忠申状の年代順は、b・p・aということになる。aの中に幸徳丸との訴訟のことが見えないのは不審な気もするが、前欠部分に書かれていたと考えれば、説明はつく。

IV

次に二・三号文書の作成年代を絞っておきたい。

二号文書の副進文書に見える文書のうち、最も下る時代の文書は正徳五(一二九二)年六月二五日のものであるから、これが二号文書作成の上限年代となる。下限の手がかりは少ないが、この申状で訴えられている中原師顕が『鎌倉遺文』に登場するのは嘉元三(一二三〇)年四月の撰録渡領目録(九条家文書 『鎌』一二一九六)が最後であり、また『実躬卿記』に登場する最後まで同年の九月二五日条である。このころからほどなくして師顕は没したと思われるから、このあたりが二号文書作成の下限になろう。

三号文書の年代推定の手がかりは一層少ない。この文書では章房の官途は「主税助」であるが、章房の官途の変遷を見ると次のようになる。

乾元二年五月九日免者宣旨(昭訓門院御産患記) 『鎌』二二五二六)

少判事兼左衛門大志

徳治二年一月八日文殿勘文(西大寺文書) 『鎌』二二〇八三)

少判事

〔延慶二年八月カ〕法官勘文(東寺百合文書テ) 『鎌』二二七五二)

主税助兼少判事左衛門権少尉

正和四年七月三〇日赦免勘文(『公衡公記』) 『鎌』二二五五八〇)

主税助

正和四年八月八日免者宣旨(『公衡公記』) 『鎌』二二五五九六)

主税助兼左衛門権少尉安芸権介

嘉暦二年三月七日記録所施行状(東寺百合文書) 『鎌』二二九七六五)

左衛門大尉

嘉暦三年九月日公卿勅使参宮日記(『鎌』三〇三三七)

大判事兼法博士造酒正左衛門大尉山城守

署判のスタイルが異なるので確言はしにくいだが、延慶から正和にかけてのころに章房は主税助であり、遅くとも嘉暦三(一二三二)年には昇任していたと考えられる。

以上のように、二号は正徳、徳治、三号は延慶、嘉暦年間のものと推定される。一号は先述したように、b・pが徳治二年、aが延慶二年、正和二年のものであるから、二号を下限年代に、三号を上限年代に引き付けて考えれば、本文書群はいずれも一三一〇年を中心とした前後数年間の訴訟にかかるものであると推定することが可能である。

V

最後に本文書群がどのようにして集められ、残されたものなのか、その史料性格を検討しておきたい。

本文書群のような訴訟関係の文書を残す人物は、一般的にいつて、訴訟当事者本人であるか、もしくは訴訟の審理にかかわった者のいずれかであろう。そこでまず訴訟の当事者を見ておこう。

一 源定行・家房 対 源守忠

二 中原師顕 対 磯部信貞

三 中原章房 対 津守国冬

二、三の当事者にはともに中原氏が見えるが、師顕と章房は同じ中原氏といっても全く系統が異なるので、これをもって本文書群を中原家に伝来したものと即断はできない。それに一号案件には中原氏は全く登場し

ない。しかし右の訴訟当事者名を見て直ちに想起されるのは、中原師頭、章房がともに法曹官人であり、文殿寄人として鎌倉末期の朝廷訴訟にかかわった人物だったことである。一号の訴訟が文殿で審理されたことは文中から明らかであるので、訴訟の担当者として彼らが一号案件にかかわったことは十分に考えられよう。

そこですまず中原師頭であるが、彼が文殿（あるいは記録所）の寄人であったことは、弘安九（一二八六）年一月八日文殿注進状案（大徳寺文書『鎌』一六〇二八）および正応三（一二九〇）年七月二日文殿勘文案（同『鎌』一七三八九）の署判者に「大外記中原朝臣師頭」の署名が見えること、また正応六年六月日の記録所庭中結審定（兼仲卿記『鎌』一八二二三）に「師頭」の名が見えることからわかる。しかし正応六年以後、師頭が文殿寄人であったとの明証はない。

一方、章房が文殿寄人であったことは、徳治二（一二三〇七）年一月八日の文殿勘文（西大寺文書『鎌』二二三〇八三）の署判者に「少判事中原章房」とあること、「中原章任記」正和四年（一二二五）八月八日条（史料大成『公衡公記』所収）に「云先例、云原免囚事、治部卿俊光卿・頭弁資名朝臣於文殿被問答之、師古・章任・章房等祇候之間（中略）各申所存者也、」とあること、元亨元年（一二三二二）五月一日檢非違使序諸官評定文（大徳寺文書『鎌』二七七八五）の署判に「章房」とあること、嘉暦二年（一二三二七）七月二日檢非違使序諸官評定文（東寺百合文書京『鎌』二九八九六）の署判に「章房朝臣」とあることなどから確認できる。しかもその在任の確かな時期は徳治二年から嘉暦二年に及んでいて、一号文書の案件の起きた時期を含んでいる。またこの時期は二・三号文書の作成推定年代とも重なる。

このように師頭、章房の二人を比較商量すると、活動年代から見ても、章房の方が本文書群の残し手としてふさわしいように思われる。おそら

く二号文書も一号文書と同様、章房が文殿寄人として審理にかかわった訴訟の申状ではあるまいか。そして三号は、章房の文殿寄人在任中に、彼自身が相論当事者となった訴訟にかかわる文書であろう。

以上の検討より、本文書群は本来は中原章房の手元に残された文書群であったと結論づけられる。それらが何らかの文書か記録の料紙として利用され、紙背文書として伝わっていたものを、近世になって柳原紀光が書写したものと考えられる。柳原本には中原氏関係の史料がほかにもはいっているから、さらに伝来過程を追究するためには、それらの伝来・書写過程とあわせて考察することが必要であろう。

最後に一号文書の参考になると思われる史料の目録を掲げておく。

①昭慶門院領目録

肥後国阿蘇社の知行者として「守忠」の名が見える。

②建治元年一〇月二日成阿書状（大日本古文書『阿蘇文書』四七）

③弘安元年一〇月一七日成阿讓状（大日本古文書『阿蘇文書』五〇）

④③は藤原家定（成阿）から為定に宛てたものである。

④『吉統記』文永五年五月二三日条

藤原為定、最勝講に出仕。

⑤『吉統記』文永六年正月七日条

藤原為定、白馬節会に出仕。